

基準項目 (★印のあるものは含有試験です)	金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準			
	燃え殻	ばいじん	汚泥・処分するために処理したものの	鉱さい
水素イオン濃度指数	—	受入不可	pH2.0超～pH12.5未満	—
アルキル水銀化合物	不検出		不検出	不検出
★水銀又はその化合物 ※1	15mg/kg		15mg/kg	15mg/kg
水銀又はその化合物	0.005		0.005	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09		0.09	0.09
鉛又はその化合物	0.3		0.3	0.3
有機燐(リン)化合物	—		1	—
六価クロム化合物	1.5		1.5	1.5
砒(ヒ)素又はその化合物	0.3		0.3	0.3
シアン化合物	—		1	—
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003		0.003	—
トリクロロエチレン	—		0.1	—
テトラクロロエチレン	—		0.1	—
ジクロロメタン	—		0.2	—
四塩化炭素	—		0.02	—
1,2-ジクロロエタン	—		0.04	—
1,1-ジクロロエチレン	—		1	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—		0.4	—
1,1,1-トリクロロエタン	—		3	—
1,1,2-トリクロロエタン	—		0.06	—
1,3-ジクロロプロペン	—		0.02	—
チウラム	—		0.06	—
シマジン	—		0.03	—
チオベンカルブ	—		0.2	—
ベンゼン	—		0.1	—
セレン又はその化合物	0.3		0.3	0.3
1,4-ジオキサン	0.5		0.5	—
★ダイオキシン類(DXN)	3ng-TEQ/g ※2		3ng-TEQ/g ※2	—
ホウ素	※3		※3	※3
含水率	—		85%	—
熱しゃく減量	10% ※4	※4	—	
油分	—	5%	—	

単位：mg/L(記載のあるもの以外)

※1・・・15mg/kgを超えて水銀を含む「水銀含有ばいじん等」は許可外のため受入できません。

「水銀使用製品産業廃棄物」は許可外のため受入できません。

※2・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第二条の四 第五号リ(六)またはル(二十五)に該当する廃棄物のみ分析表が必須です。

※3・・・ホウ素については定めがございませんが、分析をお願いしております。

※4・・・産業廃棄物の焼却施設(15条施設)から排出される燃え殻は10%以下であることが法令によって定められています。

汚泥については定めがございませんが、分析をお願いしております。

《その他の注意事項》

※特定産業廃棄物(放射性物質汚染対策特措法関連)の受入は行っておりません。

※廃棄物の性状が契約時と異なる場合は、改めて通知してください。

※廃プラやゴムくずは中空の状態でないようにかつ最大径が約15cm以下になるように破砕するか、焼却等を行うかしてください。

※運搬時の廃棄物の飛散、悪臭、流出、また、ねずみ、はえ、蚊その他害虫の発生により周辺の生活環境及び処分場の作業環境に支障がないようにしてください。

※上記埋立基準は、廃棄物の受入を保証するものではありません、法令の定め及び処分場の状況によっては受入ができない場合がございます、予めご了承ください。

※受入前に分析表の提示をお願いいたします。受入継続時は少なくとも年に1回の分析表の提示をお願いいたします。